

－ 平成30年7月20日から新たな農業委員会体制がスタート－

農業委員・農地利用最適化推進委員を募集します

- 農業委員会等に関する法律の改正により、「農業委員」に「農地利用最適化推進委員」が加わった新たな農業委員会体制が、現在の農業委員の任期満了後の平成30年7月20日からスタートします。
- これまで、農業委員は、選挙制と市長の選任制（議会・団体推薦）の併用により選出されていましたが、市議会の同意を要件とする市長の任命制に一本化されました。
- また、新たに「農地等の利用の最適化」（＝担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など）を推進するため、農地利用最適化推進委員が新設され、農業委員会が委嘱することになりました。
- このため、市と農業委員会は、自薦または他薦により、農業委員14人及び農地利用最適化推進委員13人を募集します。
- 募集期間は、平成30年2月1日（木）から2月28日（水）まで。
- なお、農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に推薦・応募することはできませんが、どちらか一方の委員にしかありません。

【概要】

●農業委員には

- ・農業に関する識見を有し、農業委員会の職務を適切に行うことができる方
※法令により、認定農業者が過半数を占めること、農業委員会の所掌に属する事項に利害関係を有しない方（中立委員）を1人以上含むこと、年齢・性別に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないこと等の規定があります。

中立委員とは・・・特定の資格等が求められるものではありません。弁護士、司法書士、行政書士等のほか、会社員、商工事業者、消費者団体関係者等、農業に従事していない広範な方が該当します。

●農地利用最適化推進委員には

- ・農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、担当する区域で農地等の利用の最適化の推進のための活動ができる方

●定数

- ・農業委員14人（区域指定はありません。）
- ・農地利用最適化推進委員13人
 - 第1区域（旧唐桑町地域、気仙沼地区、鹿折地区、新月地区、大島地区）5人
 - 第2区域（松岩地区、階上地区、面瀬地区）3人
 - 第3区域（旧本吉町地域）5人

●応募資格等

	農業委員	農地利用最適化推進委員
応募資格 右の(1)から(5)の要件を全て満たすこと	(1) 市内に住所を有している者 ※市内に農地を有する者または市内において営農活動を行う者であるときはこの限りでない。 (2) 気仙沼市の一般職の職員でない者 (3) 市が設置する執行機関(法令等において、兼職が禁止されている者に限る。)の委員でない者 (4) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと (5) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者でないこと	
応募方法 ○農業者等の個人(3人以上)からの推薦 ○法人または団体からの推薦 ○自ら応募	規定の様式に必要な事項を記入のうえ、必要書類を添えて提出してください。 【推薦または応募様式の配付場所】 ○市産業部農林課 ○市農業委員会事務局 ○両総合支所産業課 ○市ホームページ からダウンロードできます。 【添付資料】 ○推薦を受ける者または応募する者の住民票(本籍と戸籍の筆頭者記載のもので発行後3か月以内のもの) ○推薦を受ける者または応募する者が認定農業者及び認定農業者に準ずる者である場合は、それを証明する書類等の写し(農業委員のみ)	
応募状況の公表	受付期間の中間と、期間終了後にホームページで公表	
書類の提出先 問い合わせ先	市農業委員会事務局 ☎22-6600(内線380・381)	
主な業務	農地の権利移動や転用に係る許認可事務、農地等の利用の最適化の推進など	農地等の利用の最適化の推進など
選任方法	市長が、選定委員会の意見をふまえて候補者を決定し、議会の同意を得たうえで任命します。	農業委員会が選定委員会の意見をふまえて選任・委嘱します。
任期	3年間(平成30年7月20日から2021年7月19日まで)	委嘱の日(平成30年7月末)から2021年7月19日まで
身分・報酬	○市の非常勤特別職 ○基本報酬月額24,600円に加え、実績報酬として、国が定めた要綱に基づき、市に対して交付される交付金を財源とした加算額を支給	